

公的研究費等の不正防止に関する基本方針

株式会社 Octalab

株式会社 Octalab（以下「当会社」という。）は、公的研究費等が国民の税金その他の公的資金を原資とするものであり、その管理及び執行にあたっては、高い公共性、透明性及び説明責任が求められることを深く認識する。

当会社は、公的研究費等の不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うため、以下のとおり基本方針を定める。

1 責任体系の明確化

当会社は、公的研究費等の運営・管理に関する責任体系を明確にする。

当会社全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について当会社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 適正な運営・管理の基盤整備

当会社は、公的研究費等の運営・管理に関わる役員、従業員、研究者、研究補助者その他関係者に対し、公的研究費等の使用ルール、事務処理手続、発注・契約・検収・支払の方法、不正使用防止に関する事項を周知する。

当会社は、関係者に対するコンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、公的研究費等の適正な使用に関する理解と意識の向上を図る。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画

当会社は、公的研究費等の不正使用を発生させる要因を把握し、これに対応するため、不正防止計画を策定する。

不正防止計画は、最高管理責任者の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部署が中心となって策定し、実施状況を確認する。

当会社は、モニタリング、内部確認、内部監査、外部専門家からの助言、研究費の執行状況等を踏まえ、不正防止計画を定期的に点検し、必要に応じて見直す。

4 発注・契約・検収・支払の適正化

当社は、公的研究費等による購買、契約、発注、検収、支払その他の会計処理について、権限と責任を明確にし、適正な決裁手続きに基づき実施する。

購買、契約等の決裁は、原則としてマネーフォワードクラウド等のワークフロー機能を用いて行い、決裁経路、承認者、承認日時及び関連証憑を記録する。

購買、契約等については、最高管理責任者及び統括管理責任者の決裁を要するものとする。また、500万円を超える発注計画については、事前に全社会議に付議し、承認を得るものとする。

データベース、プログラム、デジタルコンテンツ作成、解析業務、機器の保守・点検その他特殊な役務契約については、報告書その他成果確認に必要な資料の提出を求め、必要に応じてソースコードバージョン管理システム等を活用して検収を行う。

5 相談・通報窓口の設置

当社は、公的研究費等の不正使用及び研究活動における不正行為に関する相談・通報窓口を設置し、機関内外に周知する。

相談・通報にあたっては、電子メールその他適切な方法により受け付けるものとし、通報者及び相談者の秘密を保護する。

当社は、相談又は通報を行ったことを理由として、通報者又は相談者に不利益な取扱いを行わない。

6 モニタリング及び内部監査

当社は、公的研究費等の適正な運営・管理を確保するため、研究費の執行状況、発注・契約・検収・支払の記録、取引先の偏り、特殊な役務契約の検収状況等について、継続的にモニタリングを行う。

当社は、内部監査を実施し、公的研究費等の管理体制及び運用状況を確認する。

会計処理、研究費の執行、契約、税務その他必要な事項については、外部公認会計士から毎月助言を受け、管理体制の適正性及び実効性の向上を図る。

7 不正発生時の対応

当社は、公的研究費等の不正使用又はその疑いが生じた場合には、関係規程に基づき、適正かつ迅速に調査を行う。

不正が認定された場合には、配分機関等への報告、研究費の返還、関係者への措置、再発防止策の策定その他必要な対応を行う。

8 継続的改善

当社は、公的研究費等の不正防止に関する取組が形式的なものにとどまらないよう、教育、啓発、モニタリング、内部監査、外部専門家からの助言、実務上の課題等を踏まえ、継続的に体制及び手続を見直す。

附則

本基本方針は、令和8年6月1日から施行する。